

平成30年度答申第23号
平成30年7月25日

諮問番号 平成29年度諮問第59号（平成30年3月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は、処分庁において十分な調査が尽くされていない点において違法であり、取り消されるべきであるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

- (1) 故Pは、昭和19年4月5日に海軍徴用船Aの二等機関士として採用され、同船は同年5月15日にB地を出発したが、同年6月12日にC方面において沈没し、同日、海軍軍属として戦死認定された。

（平成29年度諮問第59号事件について（回答）（厚生労働省社会・援護局援護・業務課作成、平成30年4月20日付け）

（改製原戸籍謄本（戸主：Q））

- (2) 故Pの姉である故R（平成25年5月20日死亡）は、昭和9年6月16日、S死亡跡の家督相続をし、昭和17年10月5日、故Tと入夫婚姻した。審査請求人は、昭和18年a月b日、両者の長男として出生した。審査請求人は、故Pの甥に当たる者である。

(除籍謄本(戸主:T))

(戸籍全部事項証明書(筆頭者:T))

- (3) 故Pの兄である故U(昭和58年1月9日死亡)は、昭和51年5月6日、D知事に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。)4条の規定に基づき、故Pに係る第2回特別弔慰金の請求をし、昭和52年10月31日付けで、これの可決裁定を受けた。

(戸籍抄本(筆頭者:U))

(特別弔慰金請求書(U作成、昭和51年5月6日付け))

- (4) 故Rは、D知事に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る特別弔慰金につき、昭和61年3月4日に第4回特別弔慰金を、平成8年3月18日に第6回特別弔慰金を、平成17年8月1日に第8回特別弔慰金をそれぞれ請求をし、これらの請求について、第4回特別弔慰金については昭和61年7月14日付けで、第6回特別弔慰金については平成8年12月20日付けで、第8回特別弔慰金については平成18年7月13日付けで、それぞれ可決裁定を受けた。

故Rは、平成25年5月20日に死亡した。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(R作成、昭和61年3月4日付け))

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(R作成、平成8年3月18日付け))

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(R作成、平成17年8月1日付け))

(遺族年金一時金処理表(E県作成))

(除籍全部事項証明書(筆頭者:T))

- (5) 審査請求人は、平成27年9月11日、D知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求をした(以下「本件請求」という。))。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書(審査請求人作成、平成27年9月11日付け))

- (6) これに対し、処分庁は、平成29年9月5日、却下通知書(同年8月2日付け。以下「本件却下通知書」という。)によって本件請求を却下した(以下「本件却下処分」という。))。

本件却下通知書の「却下理由」欄には、「あなたは、戦没者(P様)の三親等内親族ですが、あなたから提出いただいた書類及び本県保管書類等で審査したところ、戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があったとは認められず、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭

和40年法律第100号)」2条の2第3項に規定する戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があった三親等内親族に該当しないので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」と記載されている。

(却下通知書、郵便物等配達証明書(受取人:審査請求人))

(7) 審査請求人は、平成29年9月25日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、平成30年3月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

2 法令の定め

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)は、遺族援護法による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする旨を規定している(同法35条1項)。
- (2) 特別弔慰金支給法は、弔慰金を受ける権利を取得した者が特別弔慰金支給法2条3項各号のいずれかに該当し、かつ、平成27年4月1日に当該死亡した者の子がなかった場合において、同日において同法2条の2第1項又は第2項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法35条1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者(死亡した者の同法2条1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条3項に規定する準軍属とならなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)に限る。)で、同日において特別弔慰金支給法2条の2第1項1号又は2号に該当しなかったもののうち、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす旨を規定している(同法2条の2第3項)。
- (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。)1条3項4号は、請求者が特別弔

慰金支給法2条の2第3項に該当する者として請求する場合には、施行規則1条1項所定の特別弔慰金請求書に、「請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類」を添えなければならないとしている。

3 本件審査請求の要旨

戦没者と1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、原処分取消しを求める。

私は、昭和18年a月b日に母方の祖父の家で生まれました。当時祖父は近くの造船所の下請け工業をやっており、従業員用の飯場を営んでいましたが、Uの妻のVさんは病弱のため、私の母が職人さんの食事等の世話をする必要があるので、祖父母、私の両親、U夫妻、(Uの子の)WとY、P叔父さんと大家族で住んでいたそうです。P叔父さんは、私を大そう可愛がってくれたようで、私が生まれてから、忙しい母の代わりによく私を抱っこしたり、世話をしてくれたそうです。私が物心ついた頃、両親は祖父宅のすぐ裏に家を借りて、私たちは転居しました。祖父宅とは約20メートルしか離れてなくて、その後も私はよく祖父宅へ遊びに行ったものです。P叔父さんと本籍地が違っていても、私と両親とが同居していたことに間違いのないことを私の知り得た事を元に書き述べてみました。

なお、私が生まれる前の写真でP叔父さん他家族が写っている写真と、私が3、4歳位の写真計2枚をE県へ送付しております。2枚とも祖父の家をバックに撮ったものです。

(審査請求書)

第2 諮問に係る審査庁の判断

故Pの死亡(昭和19年6月12日)の当時、審査請求人は死亡した者の甥であり、三親等内親族である。三親等内親族の場合、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定のとおり「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしてい」ることが特別弔慰金の支給要件となる。

故Pの本籍は、死亡の当時、死亡した者の父Qを戸主とするE県F地c番地であり、審査請求人の母であり死亡した者の姉の故Rは、昭和9年6月16日にSの家督相続により除籍されたことから、審査請求人の本籍は、父故Tを戸主とするE県F地d番地であり、死亡した者と審査請求人は同一戸籍にはなか

った。また、審査請求人の父母が、その親権を行使できないような事情について戸籍上の記載はない。

一方、居住地については、審査請求人は、死亡した者を含めた大家族でG県H地eのQ家で生活していたと主張しているところ、処分庁保管資料の遺族年金一時金処理表及び戦没者遺族台帳によると、故Qは、G県H地I（地名）fとなっており、故Qに対して遺族援護法に基づく弔慰金及び遺族年金を支給していることが確認できる。しかしながら、過去の裁定記録をもって、審査請求人が死亡した者と生活を共にしていたことを確認することはできない。

また、死亡した者の死亡の当時1歳である審査請求人は、自身の父母である故T及び故Rと同居し扶養されていたと考える。しかし、審査請求人の申立てと提出された写真のみでは、審査請求人の父母はどこで誰と同居し、何を生業に生計を立てていたか、Q家との生計関係があったのか等の生活状況を明らかにすることはできない。

なお、死亡した者に係る過去の特別弔慰金は、第2回特別弔慰金を故U、第4回特別弔慰金、第6回特別弔慰金及び第8回特別弔慰金を故Rが受給している。故Uは、特別弔慰金請求書及び戦没者の遺族の現況等についての申立書（以下「現況等申立書」という。）を昭和51年5月4日付けで提出しており、死亡した者の死亡の当時、自身は死亡した者と生計関係があったとするが、故Rについては死亡した者と生計関係がなかったと申し立てている。

故Rの過去3回の申立ては、死亡した者の死亡の当時既に死亡している者までも生計関係有と答えており信憑性に欠け、審査請求人の現在の申立ては、当時1歳であったことを考慮すると信憑性に疑問が残り、現存する資料の中では、故Uの昭和51年時点における申立てが最も信憑性が高いと考えるのが自然である。この中で、故Uは、故Rと死亡した者は生計関係がなかったことを明記している。

よって、提出された資料及び処分庁保管資料から、審査請求人が死亡した者と死亡した者の死亡の日まで引き続き1年以上の生計関係があったとはいえない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件却下処分は維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長である○₁（以下「審理員○₁」という。）、同室総括審理専門官である○₂及び同室審理専門官である○₃（以下「審理員○₃」という。）を指名し、うち審理員○₁を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年11月10日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、平成29年12月1日付けで審理員○₁の指名を取り消し、新たに大臣官房総務課審理室長である○₄（以下「審理員○₄」という。）を指名し、審理員○₄を審理員の事務を総括する者として指定し、同日付けの通知書で、その旨を審理関係人に通知した。

エ 審理員○₃は、平成29年12月5日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には平成30年1月5日までに提出するよう求めた。

オ 処分庁は、平成30年2月7日付けで、審理員に対し、弁明書等の追加資料を提出した。

審理員○₃は、同月20日付けで、審査請求人に対し、追加資料の提出があった旨を通知した。

カ 審理員○₃は、平成30年2月27日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年3月6日である旨を通知した。

キ 審理員○₄は、平成30年2月28日付けで、審査庁に対し、「審理員○₄」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員○₃は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（J市長）：平成27年9月11日

（処分庁）：同年12月16日

本件却下処分 : 平成29年9月5日 (本件請求から103週間)
本件審査請求 : 同月25日 (審査庁受付日)
審理員意見書提出 : 平成30年2月28日 (審査庁受付日から22週間)
諮問書提出 : 同年3月28日 (審査庁受付日から26週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 O₄」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員O₂及び審理員O₃との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 故Pと審査請求人との生計同一関係を判断する資料の状況について

(1) 審査請求人は、本件請求の際、特別弔慰金請求書に添えて、現況等申立書（以下、この現況等申立書を「本件現況等申立書」という。）、生計関係申立書（「戦没者等と同居していた家族」欄の記載が1枚では足りないため、所定の用紙2組を用いて記載されている。以下「本件生計関係申立書」という。）、戸籍謄本等（審査請求人ほか）5通、家系図とともに、写真2葉を1枚の紙にコピーし、更に手書きで説明を加えた書類（以下「本件写真」という。）を提出したが、これらの添付書類の記載内容は次のとおりである。

ア 本件現況等申立書には、遺族として審査請求人自身を含む11人を記載した上、「Q、U、R、Z、T、X（審査請求人）、V、W」については「戦没者等の死亡当時における生計関係の有無」の欄の「有」を○で囲み、「K、L、M」については同欄の「無」を○で囲む記載をしている。

イ 本件生計関係申立書には、

- a 5の「戦没者等と同居していた家族」欄に「Q、K、U、V、W、Z、L、T、R、X（審査請求人）」の10人を記載し、その「生計関係の有無」欄は、そのうちの「K、L」の2人については「無」を、他の8人については「有」を○で囲み、
- b 6の「請求者が戦没者等と生計関係を有するに至った時期」欄には、審査請求人の誕生日である「昭和18年a月b日」と記載し、
- c 7の「同一生計となった経緯と状況」欄は、不動文字「農業や自営業

など、家族で従事する必要があったため。」にレ点を入れ、同一生計となった経緯や生活状況等について「祖父Qが事業に関連した飯場を営んでおり、母Rは従業員の職人さんの炊事等のため、祖父と同居し、手伝っていた。」などと記載し、

d 8の「戦没者等死亡当時の状況」欄は、不動文字「別戸籍だったが、上記の親族で同居していた。」にレ点を入れ、戦没者等死亡当時の生活状況等について「祖父Qの家業の手伝いのため、母は同居して職人さんの炊事その他の手伝いをしていた。（兄嫁のVは病弱だったため。）」と記載し、

e 9の「同一生計であったことが分かる資料」欄は、不動文字「添付あり」にレ点を入れた上で、不動文字で列挙されたもののうち、冒頭の「写真」にレ点を入れている。

ウ 本件写真のうち、1葉の写真は、住宅の縁側を背景に8人の人物を写した写真（以下「写真A」という。）であり、もう1葉の写真は、同様に住宅の縁側を背景に10人の人物を写した写真（以下「写真B」という。）であって、写真Aの枠外には、手書きで「上段左より W P T Z U」「上段左より R V 親せきの人」との記載が、写真Bの枠外には「上段右から U V R T Z N」「下段右より Y W X 親せきの子」との記載がそれぞれあり、全体の最下段には、手書きで「G県H地e Q家」との記載がある。

(2) また、前述のとおり、本件請求以前、故Pに係る特別弔慰金については、第2回特別弔慰金を昭和51年5月6日に故Uが、第4回特別弔慰金、第6回特別弔慰金及び第8回特別弔慰金を昭和61年3月4日、平成8年3月18日及び平成17年8月1日の各日に故Rがそれぞれ請求し、いずれもその請求者に対して可決裁定されているところ、各請求に当たっては、いずれもその請求者から請求書に添えて現況等申立書が提出されている（以下、故U作成の昭和51年5月4日付けのものを「第2回現況等申立書」、故R作成の昭和61年3月4日付けのものを「第4回現況等申立書」、同人作成の平成8年3月18日付けのものを「第6回現況等申立書」、同人作成の平成17年8月1日付けのものを「第8回現況等申立書」という。）。

そして、これらの現況等申立書においては、戦没者の死亡の当時に戦没者との生計関係があったかという点について、故U作成の第2回現況等申立書では、故U自身については「あった」の欄に○が、故Rについては「なかつ

た」の欄に○がそれぞれ記載されているのに対し、故R作成の第4回現況等申立書、第6回現況等申立書及び第8回現況等申立書においては、故R自身も故Uも共に生計関係があった旨の記載（第4回現況等申立書及び第6回現況等申立書では、手書きで「有」と記載され、第8回現況等申立書では、不動文字「有」を○で囲んだ記載）がされている。

3 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

- (1) 本件請求では、審査請求人が本件現況等申立書及び本件生計関係申立書において主張する事実、すなわち、故Rはその父である故Qが営む事業に関連した従業員らの炊事等を手伝うために故Qと同居していたため、当時生後間もなかった審査請求人も、故Pの軍属たることによる勤務がなかったならば、同人の死亡の日（昭和19年6月12日）まで引き続く1年以上同人と生計を共にしていた関係にあると認められるかという点が問題となったものである。
- (2) 処分庁は、審査請求人から提出された書類及びE県が保管する書類等によって審査したところ、戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があったとは認められないとしたものであり、審査庁の諮問時における意見も、過去の裁定記録をもっては、審査請求人が死亡した者と生活を共にしていたことを確認することができず、故Pと故Rは生計関係があったとする故R作成の第4回現況等申立書、第6回現況等申立書及び第8回現況等申立書は、故Pの死亡の当時（昭和19年6月12日）既に死亡している者までも生計関係有と答えていることからして信憑性に欠け、審査請求人の申立ても、同人が当時1歳であったことを考慮すると信憑性に疑問が残り、現存する資料の中では、故Uの昭和51年時点における申立てが最も信憑性が高いと考えるのが自然であるとして、処分庁の判断は適正であるというものである。
- (3)ア 故U作成の第2回現況等申立書の記載は、前述のとおり、故Rについての「なかった」の欄に○が記載されているにとどまり、それ以上の具体的な記載はない。

ところで、上記請求の際には、故Uのほかに故Pの姉故Rも生存しており、請求者である故Uを受給権者と認めるためには、その前提として、少なくとも、故Uより先順位の者が存在しないこと、換言すれば「『故Pとの間において、故Rは生計関係があり、故Uは生計関係がなかった』という事実はないこと」を確認する必要がある、この点は特別弔慰金支給法が

定める支給要件の充足の有無を判断するために認定すべき事実の有無に係る問題であるから、故Uが故Pと同一の戸籍にあったか否かにかかわらず、客観的な事実を調査した上で認定判断しなければならない事柄である。

しかし、この点については、故U作成の第2回現況等申立書の記載が客観的事実と符合しているか否かを確認した形跡は認められず、処分庁は、このような事実関係の確認を経ないまま、上記記載の内容をそのまま事実として認定したものと解するのが相当である。

また、故Rが第4回特別弔慰金請求を行った際、処分庁は、故Rに対し、昭和61年6月9日付け文書により「先順位である戦没者の兄U（昭和58年1月9日死亡）の死亡除籍抄本を添付して下さい。」との補正を求めている。これは、故Uが先順位であり故Rが後順位であったこと、すなわち、「故Uは故Pとの間に生計関係を有していたが、故Rは生計関係を有していなかったこと」を前提とするものである。仮に、そのような前提が事実として存在したとすれば、本件請求における審査請求人の主張は、事実と反することになるが、この点についても、処分庁はこれを裏付ける事実の確認は行っていないものと認められる（当審査会が処分庁に対して行った照会に対する処分庁からの平成30年5月28日付け回答）。

イ また、故Rが、第4回現況等申立書、第6回現況等申立書及び第8回現況等申立書において、故Pの死亡の当時（昭和19年6月12日）既に死亡しているK及びLについてまでも、生計関係の欄を有と記載していることは事実であるが、いずれの現況等申立書においても、これらの者の死亡年月日を正確に記載しており、これらの者について殊更虚偽の記載をしようとしたものとは認められない。

むしろ、この点については、故Pのように軍属として船舶に乗り込んで戦地に赴いた後に戦地において死亡した場合には、現況等申立書にどのように記載することが求められているのかが、各現況等申立書及びその裏面に記載された「記載上の注意」によっても明確であるとはいえず、記載を求められている趣旨を記載者がそれぞれに判断して記載せざるを得ないことに、その一因があるようにも思われる。

すなわち、各現況等申立書及びそれらの裏面の「記載上の注意」の記載は、次のとおりであり、ほかにはこの点について記載の仕方についての説明はない。

第2回現況等申立書

当該欄の標題「戦没者の死亡の当時戦没者と生計関係があつたか③」

記載上の注意「③の欄は、①の欄に記載した遺族が戦没者の死亡の当時戦没者と生計関係があつたか、なかつたかによつて該当する欄に○印をつけて下さい。

なお、この欄は弔慰金受給権者又は戦没者の子以外の戦没者の父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が請求される場合のみ記載して下さい。」

第4回現況等申立書

当該欄の標題「戦没者との生計関係の有無」

記載上の注意「(1) 戦没者が死亡した当時において、戦没者と生計関係があつたものは「有」と、生計関係がなかつたものは「無」と記載してください。

(2) 上記1の(2)に該当する遺族であるときは、戦没者の死亡まで引続き1年以上戦没者との生計関係があつたか否かについて、あつたときは「有」と、なかつたときは「無」と記載してください。」

第6回現況等申立書

当該欄の標題「戦没者との生計関係の有無」

記載上の注意「(1) 戦没者が死亡した当時において、戦没者と生計関係があつたものは「有」と、生計関係がなかつたものは「無」と記載してください。

(2) 上記1の(2)に該当する遺族であるときは、戦没者の死亡の日まで引続き1年以上戦没者との生計関係があつたか否かについて、あつたときは「有」と、なかつたときは「無」と記載してください。

第8回現況等申立書

当該欄の標題「戦没者等の死亡当時における戦没者等との生計関係の有無」

記載上の注意「(1) 戦没者等が死亡した当時において、戦没者等と生計関係があつたものは「有」を、生計関係がなかつたものは「無」を○で囲んでください。

(2) 上記1の(2)に該当する遺族であるときは、戦没者等の死亡の日まで引き続き1年以上戦没者等との生計

関係があったか否かについて、あったときは「有」を、なかったときは「無」を○で囲んでください。」

このように、いずれにおいても、生計関係の有無の存在を尋ねる時期は「戦没者の死亡の当時」、「戦没者等の死亡当時」などと特定されており、この点について特に記載上の注意はない。そのため、軍属が船舶に乗り込んで戦地に赴いた後に戦地において死亡した場合には、当該死亡の時点において文字どおりの意味での生計関係がないことは当然であることから、上記の「戦没者の死亡の当時」などとあるのを文字どおりに解した上で、当該死亡した者の死亡の時点においてその者と同一の生計を営んでいたという記載をすることは想定し難い（ただし、特別弔慰金支給法2条の2第1項又は第3項に基づいて請求をする場合を想定すれば、当該請求者自身については「その者の軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば、その者と生計関係を共にしていた」という仮定的な判断に立った上で記載する余地もあるが、そのときでも、請求者以外の仮定的判断が法律上予定されていない遺族については、どのように記載すべきかは、明らかでない。）。

ウ これらのことからすれば、現存する資料の中では、故Uの昭和51年時点における申立てが最も信憑性が高いと評価できるような根拠は見出し難く、専ら過去に提出された現況等申立書の記載内容を比較するだけで、故Pと審査請求人との生計の同一性の有無を判断するのは妥当であるとは思われない。

確かに、施行規則1条3項4号は、請求者に「請求者が死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類」を求めているが、実務においては、戦没者等の死亡当時戦没者等と同一戸籍内にあった者については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、その者の作成した現況等申立書以上の立証を求められない取扱いがされており、そのような取扱いとの公平性、さらには、戦後70年以上を経過した現在においては資料の滅失や散逸が進んでおり、個人の側で行い得る資料収集には限界があること、他方、処分庁や公的機関の保管資料等の中には、上記認定に資する資料が含まれていることが少なくないことなどを考慮すれば、死亡した者と同一戸籍でない請求者に対して、過度に厳格な資料の提出を求めるだけでは、特別弔慰金支給法の目的に沿わない結果を

招来するおそれがあると考えられる。

エ 本件においては、審査請求人は、上記2(1)記載のとおり、本件現況等申立書のほか、本件生計関係申立書を提出し、その中で、審査請求人及び故Rを含む故T一家が故Qの家に同居していた理由を具体的に主張するとともに、同居していたと主張される者らが一緒に写った写真も提出したものである。

これらの写真を提出した理由について、審査請求人は「(居住市町村長の) J市長に最初の資料を提出した時に『戦没者との同居がわかるものを何か提出してください。例えば写真とか』と言われましたので、P叔父さんと一緒に写っているのは無いので、2枚を提出しました。」と陳述している(当審査会の照会に対する平成30年6月11日付け回答)。

また、生計関係申立書の「同一生計であったことが分かる資料」の欄には、その候補として、①写真、②日記、③弔辞、香典帳など、④部隊からの通知文書、⑤表彰、感謝状、⑥送金通知書や給与関係資料、⑦保険証書、⑧領収書、⑨餞別帳、⑩現役兵証書、⑪家族扶助金、⑫軍隊手帳、⑬住民票、⑭その他が挙げられ、不動文字で記載されているが、①写真を含めたこれらの多くは、当該資料がどのような意味で審査請求人が同一生計であったことを裏付けることとなるかという説明を受けなければ、その意味と資料価値が把握しにくい性質のものである。

これらのことからすれば、処分庁が、審査請求人に対し、本件写真についてこれらの写真によって故Pとの生計関係をどのように証明しようとしたかという説明はもとより、各写真の撮影時期の説明さえ求めず、また、受領後には資料が不十分と判断しながら審査請求人に対して何らの資料の追加等の促しもしないまま、「あなたから提出いただいた書類及び本県保管書類等で審査したところ、戦没者の死亡の日まで戦没者と引き続き1年以上生計関係があったとは認められ(ない)」との理由によって本件却下処分をしたことは、十分な調査検討が尽くされないまま結論が導かれたというべきであって、適正妥当な措置であったとは認め難い。

オ ちなみに、処分庁は、審査請求人から提出された本件生計関係申立書や本件写真によって生計関係があったと判断することは難しいと思われるとして、平成28年6月30日付け事務連絡「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について(照会)」(以下「平成28年6月30日付け照会文書」という。)により厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に対して

「請求者は、戦没者等死亡当時に戦没者等と別戸籍ですが、生計関係があった旨の申立てがあったので、請求者と戦没者等との1年以上の生計関係の有無について判断をお願いします。」との照会を行い、同係は、平成29年6月19日付け事務連絡「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について（回答）」をもって、「今回貴県から送付された資料では、当方においても、死亡した者と本件請求者の母（死亡者の姉）Rとの生計関係の信憑性を判断することは困難です。したがって、これまでの本件死亡した者に係る特別弔慰金請求書等を精査したうえで、適切に審査裁定願います。」と回答しているが、処分庁が平成28年6月30日付け照会文書に添付した資料のうち「第十回特別弔慰金請求書類」の「戸主 T」とする戸籍には、審査請求人は昭和18年a月b日にG県H地g番地において出生した旨の記載があり、他方、厚生労働省保管の故Pに係る陸軍軍属船員カードには、「原籍」の下に設けられた「現在」欄に「G県H地g番地」との記載が、留守担当者として記載されている父故Qについての「住所」欄にも「現在所と同じ」との記載がそれぞれ存在し、その後、故Pの住所が変更されたことを示す資料は記録上は見当たらないことからすれば、これらの資料は、審査請求人の主張を裏付けるものとも考えられる。

カ 以上の検討によれば、本件却下処分は、審査請求人から提出された資料についての評価検討及び適切な照会も尽くされないまま十分な根拠に基づかずに判断されたものであり、本件写真の趣旨について審査請求人に更に十分な説明の機会を与え、厚生労働省保管の故Pに係る陸軍軍属船員カードの記載と審査請求人主張の事実との関係なども検討するなど、更なる調査を尽くした上で、本件請求の可否を判断するのが相当であるから、本件却下処分は取り消されるべきである。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ